

公告第5-12号  
令和5年10月10日

愛知県情報サービス産業健康保険組合理事長

## 任意継続被保険者の上限標準報酬月額について（公告）

健康保険法第47条（任意継続被保険者の標準報酬月額）の規定による任意継続被保険者の上限標準報酬月額について、以下のとおり公告いたします。

### 記

1. 令和5年9月30日現在平均報酬月額 351,444円
2. 任意継続被保険者上限標準報酬月額 360,000円（24等級）
3. 適用期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

以上